

10年保存

機密性 2

平成27年10月1日から 平成37年9月30日まで

基監発 1001 第2号
平成 27 年 10 月 1 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長
(契 印 省 略)

長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等及び若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対する重点監督の実施等について

標記については、平成27年10月1日付け基発1001第4号・職発1001第4号「長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等及び若者の『使い捨て』が疑われる企業等に対する取組の強化について」（以下「連名局長通達」という。）により指示されたところであるが、その具体的な実施に当たっては、下記事項に留意の上、遺憾なきを期されたい。

なお、平成26年10月3日付け基監発1003第4号「若者の『使い捨て』が疑われる企業等及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場等に対する重点監督の実施等について」は、本内かんをもって廃止する。

記

1 長時間にわたる過重な労働による過労死等に対する労災請求が行われた事業場に対する重点監督の実施等

(1) 監督対象事業場

ア 連名局長通達記第1の1①において指示された監督対象事業場は、平成27年2月16日付け基発0216第1号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」（以下「留意通達」という。）記2(1)ア(イ)aの事業場であること。

イ 連名局長通達記第1の1②において指示された監督対象事業場は、留意通達記2(1)ア(イ)bの事業場であること。

(2) 監督指導に当たっての留意事項

ア 重点事項は、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止及び労働時間管理の適正化等とし、関連通達に基づき確実な指導を行うこと。

なお、上記(1)イの事業場については、平成 25 年 4 月 1 日付け基監発 0401 第 1 号「長時間労働による脳・心臓疾患又は精神障害に係る労災請求が行われた事業場に対する当面の対応について」に基づき対応こと。

イ 平成 23 年 3 月 11 日付け基監発 0311 第 4 号「チーム監督の実施に当たって留意すべき事項について」（以下「チーム監督内かん」という。）に基づき、必要に応じチーム監督を実施すること。

(3) 監督付表の作成等

ア 監督指導を実施した全数について、別紙の監督付表を作成すること。

なお、上記(1)の事業場に対する監督指導については、平成 27 年 3 月 30 日付け基監発第 0330 第 3 号「長時間労働が行われている事業場に対する監督指導の徹底に当たって留意すべき事項について」（以下「監督付表内かん」という。）記 1(2)に基づく付表は作成する必要はないこと。また、

イ 都道府県労働局労働基準部監督課においては、作成した監督付表の写しを取りまとめた上で、平成 27 年 12 月 18 日（金）までに本省監督課監督係あて送付すること。

なお、今般の監督指導結果のうち、一部の事案については、取りまとめの上、事例として公表することを予定しているため、

①

②

③

④

⑤

⑥

ウ 平成 26 年 4 月 1 日付け基発 0401 第 27 号「監督指導時における一般労働条件の確保・改善に係る措置等について」の別添「主要事項に係る具体的措置要領」の別紙の指導文書の記 7 により、時間外・休日労働時間を 1 か月当たり 80 時間以内とするための指導（以下「長時間労働抑制に関する指導」という。）を行った監督指導のうち、当該事業場の講じた具体的方策が、長時間労働の削減に効果的であった概ね 5 事案程度について、

(3) 監督付表の作成等

上記1(3)と同様とすること。

なお、上記(1)の事業場に対する監督指導において、アルバイト（学生・生徒に限る。以下、同じ。）を使用していることを把握した場合には、当該監督指導結果の復命において、監督復命書の「参考事項・意見」欄に、アルバイトに係る労務管理の状況について記入すること。また、本件監督指導に係る [REDACTED] [REDACTED] を、平成27年12月18日（金）までに本省監督課監督係あて送付すること（ [REDACTED] [REDACTED] を除く。）。

(4) 労働基準行政情報システムへの登録

上記1(4)と同様とすること。

(5) 所への情報提供

連名局長通達記の第4に基づく所へ情報提供については、 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

なお、所への情報提供を行う場合には、事前に本省監督課に情報提供すること。

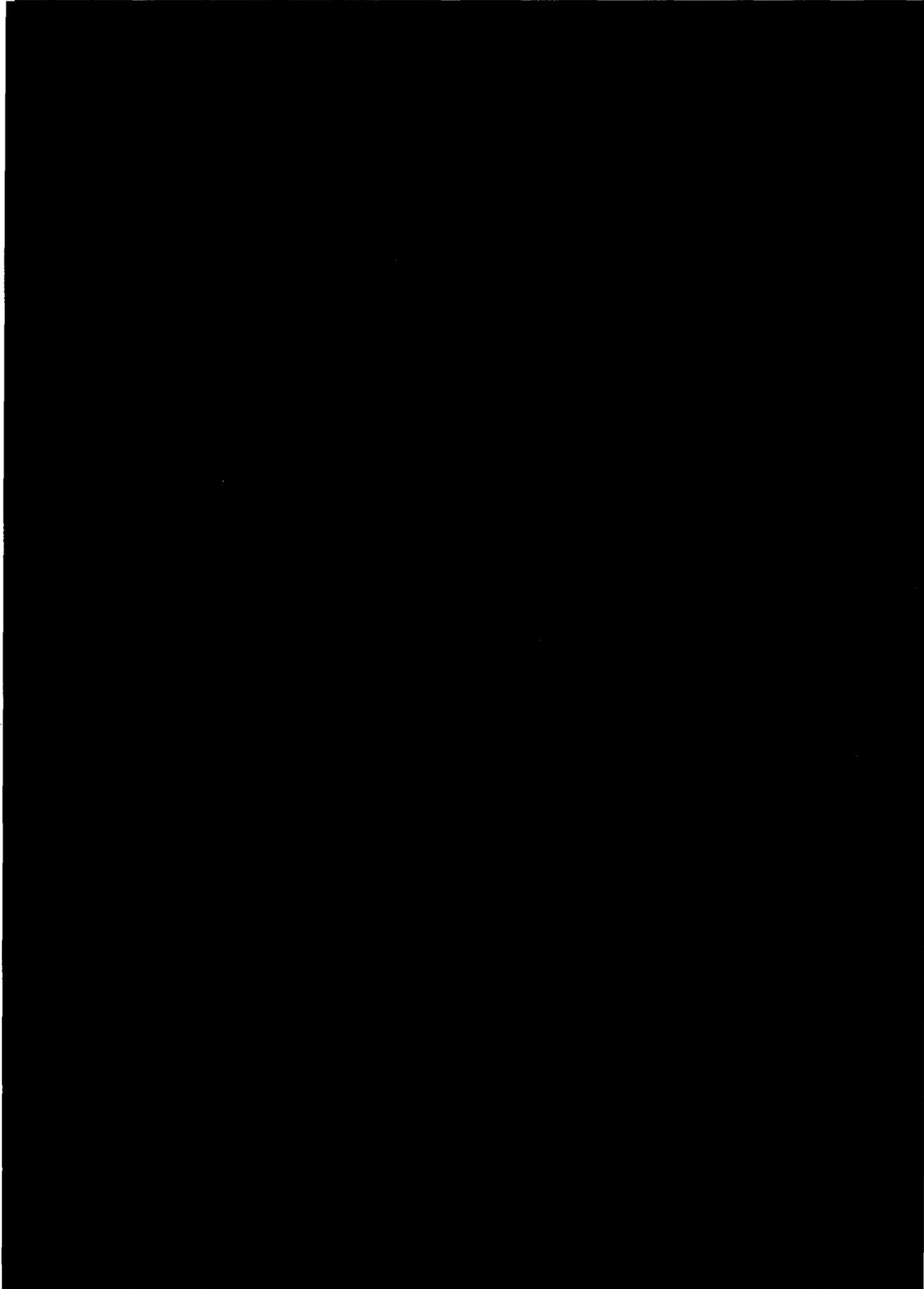
監督対象事業場一覧表(離職率関係) (別添1)

実施局	監督対象事業場名	所在地
[Redacted Content]		

実施局

監督対象事業場名

所在地



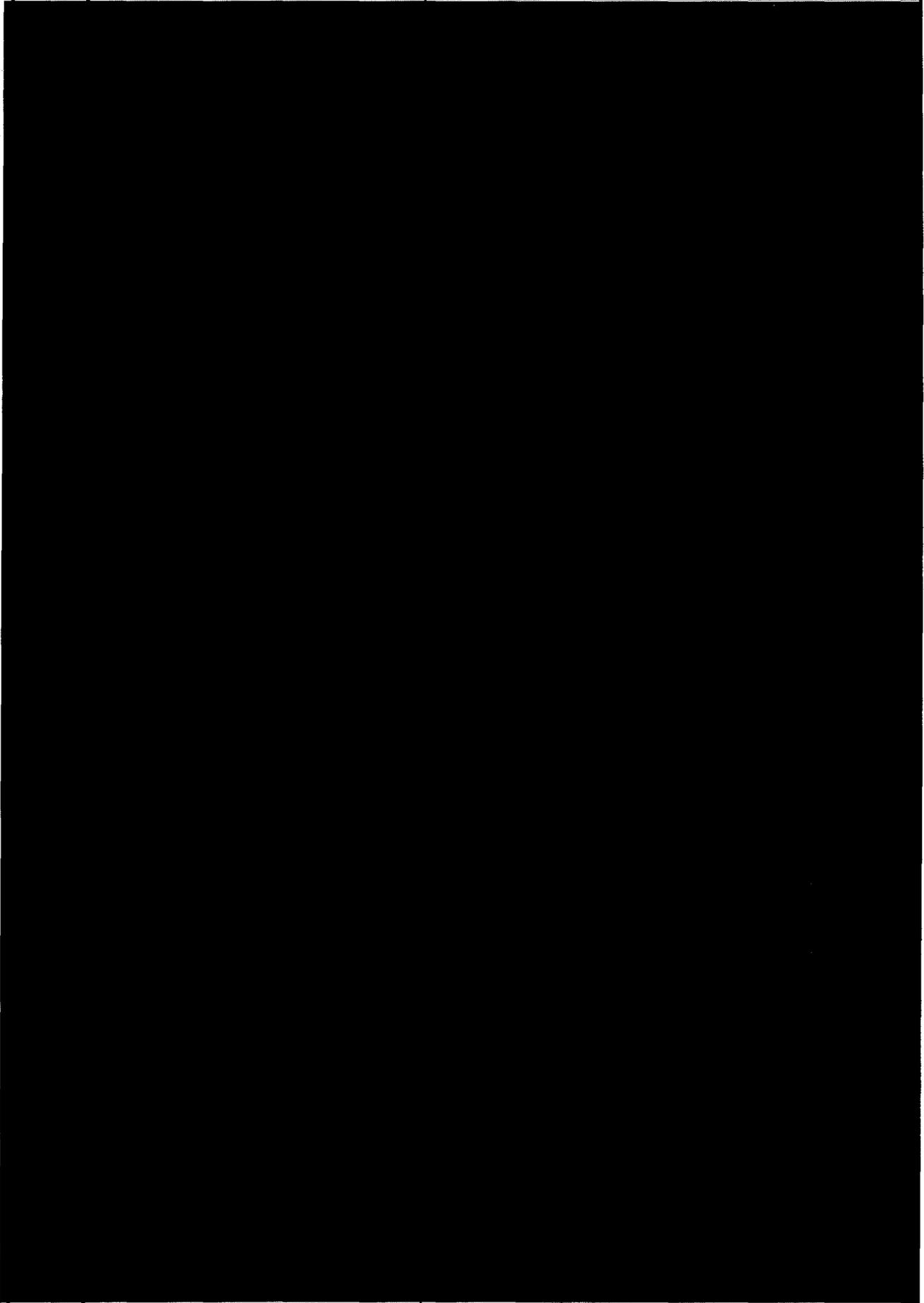
監督対象事業場一覧表 ([REDACTED]) (別添2)

実施局	監督対象事業場名	所在地
[REDACTED]		

実施局

監督対象事業場名

所在地



実施局	監督対象事業場名	所在地
[Redacted Content]		

